

勝浦市農業委員会会議録

(8月定例会)

平成27年8月21日(金曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、15名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	3番 長谷川 武久	4番 岩瀬 和巳
5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋	7番 藤江 義博
8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣	10番 土屋 元
11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂	13番 西川 知子
14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝	16番 末吉 修一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会8月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、長田晴夫委員及び水野金尋委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は大楠の田、846平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、イノシシ被害防止及び自家消費野菜を栽培したいとし、譲渡人は、遠方のため管理出来ないのので売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、総野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は南山田の畑2筆、延べ3,449平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、長年の夢である自然農法による農業を行うため取得したいとし、譲渡人は、千葉市に生活の基盤があり、勝浦に帰る予定がないため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、市営荒川テニスコートから●側約●●●メートルの地点となります。

なお、本申請は新規就農であり、面積要件については、申請番号3番との合計でクリアとなります。

3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は貝掛の田3筆、延べ3,080平方メートル、使用貸借権の設定を目的とした申請です。

申請理由につきまして借受人は、長年の夢である冬期湛水農法による農業を行うため借り受けたいとし、貸付人は、借受人の強い希望により貸し付けたいとして申請がなされ

たものです。

申請位置は、北中学校から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、長田晴夫委員をお願いします。

○5番（長田晴夫委員） 申請の概要は事務局の説明通りです。

8月14日、現地調査を行い申請者と面談しました。

現地は草が刈られており、管理されている状態です。

許可要件について確認したところ問題ないと思われま

す。調査の結果、許可相当と判断しています。

皆様のご審議のほどをよろしくをお願いします。

○会長（末吉修一委員） 続いて、申請番号2番及び3番につきまして、元吉博嗣委員をお願いします。

○9番（元吉博嗣委員） 申請の担当2番から、説明させていただきます。

申請の概要は事務局の説明のとおりです。

8月16日、現地確認いたしました。

譲受人の●●さんは遠方のため、8月22日まで沖縄方面に社用のため出張となっております。

電話で申請理由を確認したところ

です。譲渡人の●●さんは、高齢のため立会出来ないとのことで、電話にて確認したところ

です。譲受人の●●さんは、申請地の隣接地へですね、古民家を購入してあるので栽培管理は容易に出来ると思います。

現地は適切に耕作されており、許可要件について確認したところ問題はないと思

います。調査の結果、許可相当として判断いたします。

審議のほどをお願いします。

以上です。

申請番号3番、事務局から話がありましたとおり、申請番号2番と同じ●●さんの件ですが、事務局の説明とお

りです。8月16日、義務者の●さんと現地の立会をいたしました。

借受人は申請番号2番と同じ●●さんですが、本人との申請内容については電話で確認したところ

です。現地は、適切に水稻が耕作されており、別紙の営農計画書のとおり許可要件について確

認したところ問題がないと思われまますので、許可相当として判定いたします。

審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○1番（鈴木克己委員） 3番の方、補足説明で水稻がって言われましたが、畑ですよ。

○9番（元吉博嗣委員） 田んぼです。

○1番（鈴木克己委員） 3番ですか。

3番じゃなくて住宅の隣の方は。

○9番（元吉博嗣委員） 畑です。

○1番（鈴木克己委員） 畑ですよ。

○9番（元吉博嗣委員） 2番の方はね。

○1番（鈴木克己委員） 畑で、今現在写真を見ると、雑草みたいなのを起こしている。

私も、譲り渡し人、●さんか。

あの、営農計画の方で通作時間2時間でなっけど、通作距離100キロ。

でもこの人、●●●にだいたい普段来てるって話なんで、この営農計画自体を受けるときに、この辺は、どういう風に営農するのに事務局で確認しているのか、通作距離100キロで2時間というのは、東京からの距離だと思っただけで、説明の方では●●ていうの、そこがおそらく●●●だから、ここを取得して有るのか無いのかということなんで、説明とこの営農計画の内容がちょっと違うんじゃないかと思っただけ。

説明を。

○会長（末吉修一委員） 事務局いかがですか。

今の質問に対して。

○事務局長（中村泰輔） 週末住宅と言うことで、週3日程度と連休については、勝浦の住宅にいて、ただし、ウィークデイについては、仕事の関係上自宅が町田にあるということでの説明を聞いておりますが、基本的に畑の管理であるとか田んぼの水の管理である

とかという部分について、どうするか聞きましたが、来れない部分については、作業委託をして行うのが基本で、そもそも自然農法であったり、冬期湛水農法であるので、そんなに手間が掛からないという本人の話でした。

そういう風にお伺いしています。

○会長（末吉修一委員） よろしいでしょうか。

○1番（鈴木克己委員） 基本的な住宅は東京だと、農業をやるのには勝浦に住宅があると。そういうことでの通作時間になると。

○会長（末吉修一委員） 計画の記載内容が、通作時間と通作距離が違うんでないかと、そういう指摘ですか。

○1番（鈴木克己委員） それとともに、週3日程度で年間考えても160日の従事日数に届くのか届かないかのね、書いてあるの貰って、はいそうですかというような、なんかそういう申請受付みたいな気がしたんで、その辺をね週3日で毎日手入れてやるってのも、ほとんど地元いたってそんな事ないんで、その辺の営農計画自体がね、ちゃんとチェックされているかどうなのかがちょっと疑問に思いました。

その辺はどういう風に考えているのか。

○会長（末吉修一委員） これは、なんか聞いてますでしょうか。

○9番（元吉博嗣委員） あの、●さんと●●さんの関係はね、●●さんて方は●●●●●●●の社長なんですよ。

○1番（鈴木克己委員） それは知ってます。毎回居るんですよ。

○9番（元吉博嗣委員） それでね、●さんに言わせると大先輩というか社長が借りたいといったもんだから、こういう訳で貸してくれと言うことで。

○1番（鈴木克己委員） いや、私が指摘しているのは事務局としてね、営農計画をね、ちゃんとそういう風に確認して見ているのかということなんで。

やるやらないは、もうやっていますからね。

来てやってることは知っていますからね。

それ全然問題ないですけど、申請受けるときに、やっぱその辺のチェックがね、出来てるのかどうか、ただ持ってきて、はい、いいですよって話ではないでしょうけどね。

- 事務局長（中村泰輔） 農作業の日数は、160日程度あるかと思います。
農作業従事延べ日数の内訳としては、実際に農作業行う部分と経営のことを考えても1日という指標がありますので、町田にいるときに、来月何を植えようかなとか、何時刈り取りすればいいかなというようなことを考えるのも1日という指標が出てますので、想定すると週3日間でだいたい年間144日、プラス16日、経理ですとか、色々なものを町田でやりますと160日になるのではないかという考えになります。
- 1番（鈴木克己委員） はい、わかりました。
- 会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。
はい、鎌田委員。
- 8番（鎌田正敏委員） 細かい事なんですけど、3番の田には稲が植えてあるということで、これは貸付人の●さんが作付けしたものなんでしょうか。
それともう一点、もっと細かいんですけど、●●●●さんの奥さんの年齢が2番と3番で1歳違うんですね。
どっちが本当なんでしょうか。
- 1番（鈴木克己委員） 間違いが多すぎなんだよ。
間違いが多すぎ。
- 会長（末吉修一委員） まず、田の方の、写真で見ると稲が植わっているけどもという指摘に関しては。
- 9番（元吉博嗣委員） ●さんがやっています。
で、今度は、来春は●●さんが借り受けてやるということで。
- 会長（末吉修一委員） 現在は、この写真は●さんが作っている田の状況で、この作っている場所を、今度、来年の耕作から●●さんがやると。
- 9番（元吉博嗣委員） 湛水農法という言葉が聞き慣れない事なんですけどね。
微生物を発酵させて、昔ながらの空き田を乾燥させないと、そういう事じゃなかったかな、どういう栽培形態か知らないけどもそういう湛水農法をやりたいと言ってましたけどね。
- 会長（末吉修一委員） 鎌田委員。
- 8番（鎌田正敏委員） ということはですね、この田んぼについては実際に異動するのは

何時なんですか。

今年の田は、●さんが植え付けて刈り取りまでやっちゃうんですか。

○会長（末吉修一委員） はい、事務局。

○事務局長（中村泰輔） 10月1日からです。

○8番（鎌田正敏委員） 10月1日からですか。

はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） もう一点の、年齢に関しては。

○事務局長（中村泰輔） 64歳で間違いないので、3番の添付書類について修正をお願いします。

○会長（末吉修一委員） 3ページの資料の、3枚目の資料ですか。

これの●●●●さんの年齢が64歳ということで、2ページ目の資料と合わせていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

はい、長谷川委員。

○3番（長谷川武久委員） 申請番号の1番の地番と申請地の地番が、この数字が●●番の●が●●●●。

これ、どっちが、●●●●が本当のような気がするんですけど。

○1番（鈴木克己委員） ちょっとミスが多すぎるんじゃないか。

○事務局長（中村泰輔） これは、●●●●番でございます。

○会長（末吉修一委員） 今のご指摘ですけども、1ページ目の上から4段目の地番、これが●●番の●ということになってますけども、申請地の公図と違うじゃないかと指摘がありました。

公図のと通りの番号がはいりますので●●●●にご訂正下さい。

他にはいかがでしょうか。

○3番（長谷川武久委員） もう一つ、申請番号1番ですけども、農業経営実態の名前ですけどね、●●さん、●●さん、●●さんの3名なんだけど、下の世帯人数が4名なんですけども、これ。

- 事務局長（中村泰輔） あの、世帯従事者ではない方が1名世帯の中におりますので、4人ということになって、名前が従事者ということですから載っていないということです。
- 3番（長谷川武久委員） はい、わかりました。
- 会長（末吉修一委員） はい、鎌田委員。
- 8番（鎌田正敏委員） 確かにですね、2番3番の営農計画書。
大雑把なような感じがしますよね。
生産物の処理方法、畑の方も田んぼの方も顧客への販売。
販売するのは顧客に決まっているじゃないですか。
で、イベント時の販売。
えらく、大雑把じゃないですかね。
売るのは、お客さんに売るのが決まっていますよね。
- 会長（末吉修一委員） 元吉委員、なんかその辺のやり取りでは。
- 9番（元吉博嗣委員） ●さんがね、イベントでやってるんですがね。
耕地の中でブルーベリーも今盛りですけど。
- 8番（鎌田正敏委員） さっき鈴木委員が言われたとおり、やっぱり営農計画書ですので、もう少しキチッと具体的に聞いて報告した方がよろしいかと思えますね。
あまりにも大雑把みたいで。
- 会長（末吉修一委員） 事務局なんかありますか。
- 事務局長（中村泰輔） 顧客への販売の部分ですが、申請者曰くですけれども許可が下りた暁には、会員を募集して会員向けに販売をするんだというような事を言っておりました。
ただし、それは難しいんじゃないですかという話もしたところ、それはある程度の見込みがあるとの回答でした。
- 会長（末吉修一委員） この営農計画書については、事務局として再度指導するというような事は可能ですか。
- 事務局長（中村泰輔） 一応計画ですので、この情報で耕作が難しいということであれば不許可の事由にはなるかとは思いますが、判断は委員会の判断でございますので。

○会長（末吉修一委員） この会で決定する許可か不許可かということについては、この会で決定するわけですが、その辺の理由がきちっとこの計画書ではダメだという理由がなされれば、不許可ということも可能かなという意味合いの話だと思いますけど。

○1番（鈴木克己委員） ちょっといいですか。

○会長（末吉修一委員） はい。

○1番（鈴木克己委員） 今言われたとおり、委員会ですからね、法に基づいた委員会ですので、あの、やっぱり出す方も、提案する方も、また審議する方もそれなりのことで対応してますから、今、鎌田委員が言ったとおりですね、やっぱり営農計画ってゆうのが申請者が書いてきている事だけではなくてですね、受理した段階で、やっぱりそれは説明出来るような事務局体制がないと、この議員、あっ、会議の中で、出す方はもちろん許可を貰いたくて出すわけですから、私なんかも見れば、これはやっぱり耕作放棄地が増えるよりもこういう風にやる気があるかたがですね、来て貰ってこの勝浦の農地をですね、こうやって作って貰うってことは非常に歓迎すべき事なんで、基本的には許可をするような審議をしていると思いますので、その説明がですね、あの、地元の農業委員さんはもちろん見えますので、それをやっぱり事務局としてですね説明が出来るように、もうちょっとその辺をですねしっかりやって貰いたいなあとと思います。

それともう一つ、付け加えて申し訳ないけど、毎回毎回この委員会で必ず訂正が出るんですね、訂正のない委員会がないんです、今まで。

事務局の方も、我々委員に出す前にやっぱりしっかりチェックしてもらって、はい、ここはこれで訂正します、これはこれで訂正しますって、一番目の訂正なんてこんな事あり得ない訂正ですから、地番が違うってのは。

地番が一番基本になってきますので、その辺少ししっかりお願いしたいと思います。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがですか。

○3番（長谷川武久委員） この●●●●さんてのは、オダガケなんですか。
稲、3反いくらって。

○事務局長（中村泰輔） そうですね。

○3番（長谷川武久委員） オダガケ。

はい、乾燥機無いからね。

コンバインも無いから、バインダー、ハーベスターですからね。

オダガケなんですね。

わかりました。

○1番（鈴木克己委員） オダガケ、確認してる。

○事務局長（中村泰輔） 一連は、一応話は聞いています。

ただ、書類については出されたままというのが、現状ですけど。

○会長（末吉修一委員） それではですね、1ページ、申請番号1番の大楠の田ですね。

これについてだけ、ここで採決してよろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番について、申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

申請番号2番、3番につきましては、もう少し審議を今からしたいと思っておりますので、いかがでしょうか、ご意見いただければと思います。

○8番（鎌田正敏委員） この2番、3番の営農計画書についてはですね、もう少し具体的にキチッと作り直していただいてですね、それまで継続審議ということではいかがでしょうか。

○会長（末吉修一委員） 鎌田委員のご意見でございます。

特に反対の意見ございませんか。

はい、土屋委員。

○10番（土屋元委員） 私あの、元吉委員が現地確認されてですね、お話しされたということもありますが、私もたまたま、今回こういう風に出される前にですね、現地にたまたま縁があって行かせていただいて、購入された農家と購入予定の該当地確認してます。

会社も経営されてますので、多くのスタッフがいらっしゃいますので、そういう中で盛り上げて、まあ、こういう勝浦のいい場所を農家も買ったし、隣接の畑、或いは借ります田んぼをね、ぜひ一生懸命耕作して勝浦に拠点を設けたいというような熱心な熱いハートが届いてきましたんでね、今回、元吉委員が出されましたような提案の内容について、私は今回やっぱりここで採決するのに充分じゃないかという風に、営農計画書の中で顧客へ

の販売、イベント時の販売等々、これはどうも●●●、会社関係の事も含めてお客様を取ってですね、そして勝浦ブランドを作って販売したいという意向もあるみたいですから、そういうことを含めると私は充分、その会社経営をしっかりされている経営者でもありますしね、抱えているスタッフも持っていることもありますから、充分営農出来るんじゃないかなということでございます。

今回の営農計画書も、私はどの程度が完璧でどの程度がラフ過ぎるという事の判断基準持っていないんですが、一般的にこう見られますと私は充分この内容で審議通る内容だと私は感じるんですがいかがでしょうか。

○会長（末吉修一委員） 両方のご意見が出ておりますけども。

営農計画書を再提出して貰って、今回保留にすると、そういうご意見とこの計画で承認したらどうかというご意見ですけれども。

はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） やっぱあの、新規就農ということにつきましてはですね、これまでも色々問題が有る所もあるようなんで、やはり営農計画が一番大事な、これからどうやって農業やっていくんだということなんで、会社で農業やるわけじゃなくてこの人は農地を取得してってということになるとですね、やはりその辺のどうやって農業やっていくんだってという計画が本当に基本になると思いますんで、再度出して貰うって事について私は、賛同するっていうか、その方向の方がよりいいんじゃないかと、ですから、即、話をして来月にもう一度審議した方が、私は、これから先の事を考えるとやたらめったら農地取得したいから、じゃあ出すべっていうことじゃなくて、やっぱりそこはちゃんとした農業委員会での決定になるんで、そのようにしていただけた方が私はいいと思います。

○会長（末吉修一委員） 鈴木委員に私の方から。

営農計画についてはここに計画書が有るわけですけども、ある程度具体的に答えていただければ。

○1番（鈴木克己委員） 例えばですね、さっき言った顧客への販売、もちろん、農作物を販売していく中で計画で言うんですけど、野菜で100万売ってこれは非常に高い。

野菜でどんだけやったら100万売れるのかなっていう実態としてね、あると思うんですよ。

ですから、この野菜、もうちょっと具体的にこの計画書のもう一つ不足のシセツとしてどんな野菜を作ってってあくまで計画だからいいんですけど、まあ、結局やって出来なかったって事は一杯あると思いますんで、今考えている100万はどうやって仕入れてあげんのかっていう部分ですね。

それと後、もう一つはですねイベント時の販売。

もちろんイベントやってるの、●さんのイベント知ってますけど、そこに加工食品を含

む、じゃあ野菜をどういう風に加工してお新香作んのか、何作んのか、で、イベントは年何回開かれてどういう所で販売していくのかということもですね、予定としてあるんでしょうからその辺まで具体的に書いていただけた方が、やはり、より審査し易いんじゃないかなと、基本的に私はこれに賛成します。

賛成しますけど、やっぱり計画ってのをもうちょっと具体的に示して貰わないとどうなのかなとゆう風に思います。

この方、しょっちゅう小羽戸に来てる方なんで、小羽戸って、地元へ、呼べばすぐ来てくれると思いますんで。

そのほうがいいのかなってゆう風には思います。

今ここで判断しろっていえば、私は賛成はします。

○会長（末吉修一委員） この計画書の記載内容、或いは今の具体的なお話いただいたわけですが、事務局としてまたこれから●●さんですか、具体的に対応していく形になって来ると思いますので、具体的にこういう所をもっと聞いてくれと、或いはこういう所を計画書に盛り込んでくれと、そういう農業をやってらっしゃる専門の方から見て事務局からこういうこと聞いておいてくれよというような具体的なものがあれば、ちょっとご指摘或いはここで助言いただけると助かると思いますけど。

仮にこれが却下された場合ですね。

営農計画書をもう一回出し直せという話になった場合の事も含めてお知恵をお貸しいただければ、事務局も仕事進めやすいと思うんですけど。

○10番（土屋元委員） 今、鈴木委員が項目の細かい内容の計画が不足であると、そうすると営農計画書の様式がですね3番の年間収支計画、この枠の内で収まるってところの以上の内容を盛り込んでくれというようなことで、フォーマットが違ってればね、細かく詳細にわかるような精算収益積算根拠書とか付いてれば、それはそこに書くでしょうけど、この様式で書くっていったら、項目ごとの金額、合算金額書いて下さいって書いてあるから、この書き方はこの書き方でいいし、もし不足でね、細かくこれに対する内訳、この100万の内訳がどうだとか、例えばイベント時の販売の、これだってイベント何回やるんだって細かく詳細にね書いて下さいとかっていう様式の問題もあると思うんですね。

ですから、申請者が営農計画書の様式第3号の様式で、これであるといえ、この中で書かれた中では充分私は適正に申請されているという意味合いであって、様式自身がこれじゃ不十分だよという問題で今後新規就農者に対する営農計画書のね、より細かくより具体的にフォーマット、附則を作って出して貰うって事であればね、それはそれで賛成しますけど、今回の様式であれば充分ではないかと思います。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 他にはどうですか。委員としてのご見解をうかがえれば。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 生産物の処理方法なんですけどね、顧客への販売とイベント時の販売と加工品含むとこの2点が謳われているんですけども、この顧客への販売を例えばどういう風にして売るとか、インターネットで売るとか、消費者組合を作って売るとか、イベント時の販売、どういうイベントで売るとか、年に何回やるのか、そのくらいは入れてもいいと思うんですよ。

そのくらいは入ると思うんですよ、この様式でも。

野菜って言ったって、毎年同じものを作るわけじゃないし、色んなものを作るんだから100万円は100万円でもいいでしょうよ、野菜は100万円です。

この100万円をどうして売ってというのが、問題だと思うんですよ。

その売る方法をこの2点の他にちょっと書いてもらえると非常にわかり易いんじゃないかなと思います。

○会長（末吉修一委員） 確かにカッコして出荷先を明記することとなっておりますからね。

○8番（鎌田正敏委員） 例えば、農協へ出荷するとかね、スーパーへ卸すとかね、なんか考えていると思うんですが。

○会長（末吉修一委員） それでは、挙手を願う形で決を採ってよろしいですか。

申請番号1番については、挙手をいただきましたので、申請番号の2番、3番も関連してくるわけですけども、2番、3番併せまして、保留とするか或いは許可とするかということで決を採りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） それでは、申請番号2番につきまして、申請のとおり許可とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手2名）

○会長（末吉修一委員） はい、2名です。

それでは、保留ということで今回は考えていくということで、保留の委員につきまして挙手願います。

（挙手多数）

○会長（末吉修一委員） ご覧のとおりでございますので、申請番号2番につきましては今回保留ということで、引き続き委員から色々ご指摘があった内容で申請者に話をしたいと、

そういうことにしたいと思います。

申請番号3番につきましても同様のことでよろしいでしょうか。

(「よし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） はい、申請番号2番、3番につきましては、保留ということで、今回は決定したいと思います。

次回の委員会にこれをまた諮っていただく形になるかと思えますけど、事務局よろしいですか。

それと私からですけども、途中で色々確かに訂正等ございました、資料の訂正いくつかの場所ありましたので、事務局に対しても指摘したいと思えますけども、あの、あらかじめ資料配付してございますので、色んな面で気になった部分について電話で結構ですので、事務局の方に会議前にご指摘いただければ、会議スムーズに訂正等無くいくかと思えますので、私の方にももちろん資料等が来て全部見てはいるんですけど、細かいとこ抜けておりますので、その点委員の皆さんにご迷惑かけます。

或いは質問等につきましても、調べておけばこの場で回答出来るような質問につきましては、これどうなってんだいということで事務局に一言いただければ、事務局もその辺は前もって調べていくことが出来るかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして議案第2号でございます。

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年8月10日付けで決定を求められるものです。

このたびの8月定例会に諮るべき件数は、再設定計画1件、2,403平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、南山田の田2,403平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年9月1日から5ヶ年の再設定です。

以上で議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

それでは、農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告します。

このたびの8月定例会にご報告すべき件数は1件です。

資料の5ページをご覧ください。

事業地は、貝掛の田、253平方メートルです。

土地の選定理由としましては、当該農地について機械の乗り入れが不便なため発生土を利用し改良するというものです。

処理後は、畑として利用し、事業期間は、平成27年8月7日から平成27年12月18日の予定となっております。

平成27年8月7日に受理しました。

以上で報告第1号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出についての報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会8月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2 時 3 0 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
